

土砂災害防止法に関する政策レビュー委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、「土砂災害防止法に関する政策レビュー委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、平成13年の土砂災害防止法の施行から10年を経過したことを踏まえ、施策の実施に係る課題及びその対応策について検討を行い、土砂災害防止を図る施策の実施状況や効果について評価するに当たり、専門的な学識経験等に基づく助言を行うことを目的とする。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、学識経験等のある者のうちから、水管理・国土保全局長が委嘱する。

(委員会の組織構成)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の出席でもって行うものとする。

(委員会の公開)

第6条 委員会は公開を原則とする。

- 2 委員会資料及び議事要旨は速やかに公開するものとする。
- 3 議事要旨については、あらかじめ委員に確認の上、公開するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年8月3日から施行する。